

# 米欧における電気通信事業分野の市場画定について

総務省 総合通信基盤局

# 1-1 《米国》市場画定に関連する枠組み

○ 米国では、競争評価に該当する制度は存在しないが、規制枠組みとして、FTC・司法省による合併案件の審査やFCCによるドミナント規制の前提としての市場分析が存在。

**FTC**  
(連邦取引員会)

**DoJ**  
(司法省)

**FCC**  
(連邦通信委員会)

「水平合併ガイドライン」に基づき、  
合併案件を審査

「電気通信法」に基づき、  
合併案件を審査 / ドミナント規制を実施



合併審査を行うため、  
対象となる関連市場を画定



合併審査を行うため、  
関連市場を画定 / 規制の適用に当たり、  
事業区分を設定

※ 2002/3反トラスト法改正により、従来FTCが実施してきた電気通信、放送、ソフトウェア、エンターテイメント分野の事業者間の合併・買収の審査を司法省が行うこととなった。

# 1-2 《米国》FTC・司法省における合併審査と市場画定

- FTCと司法省は、「水平合併ガイドライン」を策定。水平合併を阻止するかどうかの決定のための分析過程を指針として提示。
- 合併審査の前提としての市場画定についても規定。SSNIPテストの考え方を採用し、関連市場（商品市場・地理的市場）を画定。

## 水平合併ガイドライン「1. 市場画定、測定及び集中度」

(1. 1) 商品市場: 価格差別がない場合、当該地域における仮想独占事業者が、その他すべての商品の販売条件が一定と仮定して、SSNIPによって利益を上げることができる商品又は商品群によって画定

(1. 2) 地理的市場: 価格差別がない場合、他のあらゆる地域におけるすべての商品の販売条件が不変であるという条件の下で、その地域での当該商品の仮想独占事業者がSSNIPにより利益を得ることができる地域によって画定

(1. 3) 画定市場に存在する企業の特定  
関連市場の参加企業を特定する場合、関連市場において関連商品の生産または販売を行っているすべての企業を考慮。  
当該地域で関連商品の生産または販売を現在行っていない企業についても、それを含めることが供給面における反応をより正確に反映する場合には、市場参加者に含める。SSNIPに対するこのような供給面における反応は、参入・退出に伴う多額の sunk cost を支出することのない、1年以内の発生が条件。

## SSNIPテスト

当該製品の現在及び将来における唯一の売手で、価格規制を受けておらず、利潤最大化するように行動する企業を仮想（仮想独占事業者）。他の製品の販売条件が一定と仮定して、この企業が**小幅であるが、有意かつ一時的でない価格引上げ**を行いうる製品又は製品群、製造又は販売されている地域として、関連市場を定義。

- 料金引上げに対する買手の反応を考慮する場合、以下を含む、関連する全ての証拠を検討。
- ・料金その他の競争条件の相対的な変化に対して、買手が購入地域を替える、または替えることを検討した証拠
  - ・料金その他の競争条件の相対的な変化に対して、売手が買手による地域代替を見越して経営判断を行っている証拠
  - ・買手が直面する小売市場における競争への影響
  - ・供給者の切替時期と費用

# 1-3 《米国》FCCにおける事業区分の設定①

○ FCCは、公正競争の確保の観点から、AT&Tの保有するネットワークの市場支配力がデータ通信等の上位レイヤーへ及ばないことを確保するため、「コンピューター裁定」を実施し、その中で事業区分の設定を行っている。

## 第2次コンピューター裁定(Computer II)

1980年に、通信サービスを以下の二つに分類

- ・基本サービス(basic service) : 純粋な伝送サービス(電話等)
- ・高度サービス(enhanced service) : 通信事業者の伝送路上で提供され、アプリケーション等によって情報の加工・蓄積等を行い、情報に付加価値を付けるサービス。(データ通信等)  
大規模な通信事業者の当該サービスの提供には、分離子会社による提供を義務付け(構造分離要件)

→96年電気通信法の「電気通信サービス」・「情報サービス」へ継承

## 第3次コンピューター裁定(Computer III)

1986年に、構造分離要件を撤廃し、差別的取扱いと内部相互補助を防止するための競争セーフガード※を整備

※新たな競争セーフガードとして、基本ネットワーク機能の利用に関する公正競争条件を整理したONA(Open Network Architecture)と、高度サービスの提供に係る公正競争条件を体系的に整理したCEI(Comparatively Efficient Interconnection)を、策定。

# 1-4 《米国》FCCにおける事業区分の設定②

- FCCは、96年電気通信法に基づき、ドミナント規制を実施。
- 事業区分として、電気通信サービスと情報サービスを設定。新規サービスはFCCが適宜判断。

## 電気通信サービス

「電気通信」:送受信される情報の形態または内容を変更することなく、利用者が選択した情報を利用者が指定した複数の地点間で伝送すること【96年電気通信法 § 3(43)】

「電気通信サービス」:利用される施設が何であるかにかかわらず、直接公衆に対し、又は直接公衆に効果的に利用させるような分類の利用者に対し、料金を課して電気通信を提供すること【96年電気通信法 § 3(46)】

## 情報サービス

「情報サービス」:電気通信を介して情報を生成し、取得し、蓄積し、変換し、処理し、検索し、利用し又はその利用を可能とする能力の提供【96年電気通信法 § 3(20)】

※ 情報サービスに分類されると、相互接続、再販、ユニバーサルサービス基金への拠出等の義務がかからなくなる。

2002/2 DSLサービス

固定回線によるブロードバンド・サービスを暫定的に「**情報サービス**」と位置付けることを決定。

2003/3 ケーブルモデム・サービス

ケーブルモデムによるインターネット接続サービスは、96年電気通信法のケーブルテレビサービスと異なり、「**情報サービス**」と分類。

このFCCの決定をめぐる「ブランドX訴訟」において、連邦最高裁は、ケーブルモデム・サービスは「情報サービス」であり、このサービスを提供するケーブル事業者は通信法が定めるコモンキャリア規制の適用から除外されるとするFCCの従来主張を支持する判決を2005年6月に下した。

2005/8 固定系ブロードバンド・インターネット接続サービス

固定系ブロードバンド・インターネット接続サービス(DSLサービスを含む)を「**情報サービス**」と位置付け、設備の共有義務を廃止。コモンキャリア規制(料金規制、接続規制)の対象とならないこととした。



# 1-5 《米国》具体例① AOLとタイムワナーの合併

- AOL (ISP)とタイムワナー(ケーブル等)の垂直統合に関して検討。
- AOLと非系列のISPが同じ条件でタイムワナーのCATV網を利用できること等を義務付けた上で承認(00年12月FTC同意審決、01年1月FCC認可)。

## FTCの審査

反競争的行為の有無について審査し、下記の条件付きで承認。

- ・競合ISPへのCATV網の開放
  - ・競合ISP等によるAOLタイムワナーのネットワーク経由のコンテンツ配信の妨害の禁止
  - ・AOLによるDSLサービスの提供
- 等

なお、FTCは、審査の際、次の市場を画定して分析。

- ・住宅向けブロードバンドインターネット接続サービス  
(地理的市場:タイムワナーのケーブルサービス提供地域及び全国)
- ・ブロードバンドインターネット伝送サービス  
(地理的市場:タイムワナーのケーブルサービス提供地域及び全国)
- ・双方向テレビ(ITV)サービス  
(地理的市場:タイムワナーのケーブルサービス提供地域及び全国)

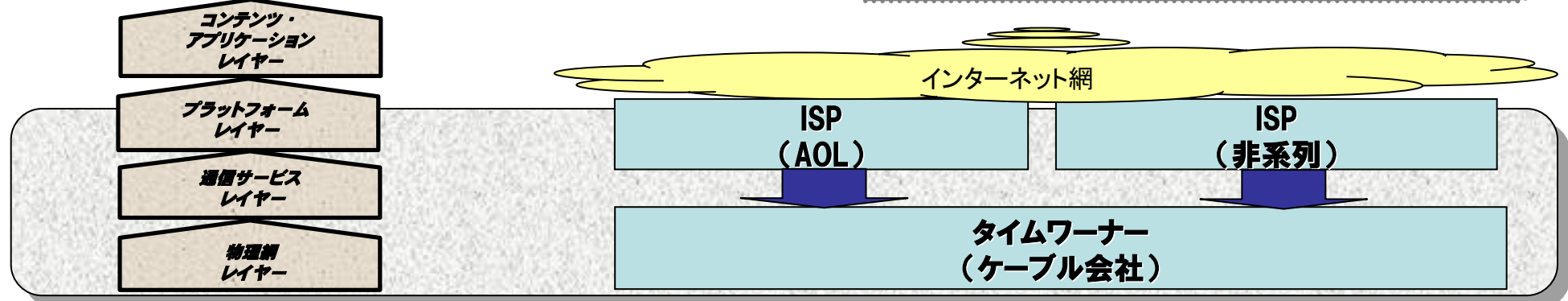
## FCCの審査

公共の利益に適うかについて審査し、下記の条件付きで承認。

- ・競合ISPへのCATV網の開放
- ・顧客のISP選択に際し系列ISPを有利に扱わないこと
- ・契約ISPのFCCへの契約開示を制限しないこと 等

なお、FCCは、審査の際、次のサービスに関して分析。

- ・高速インターネット・サービス
- ・インスタント・メッセージングに基づくサービス
- ・双方向テレビジョン・サービス
- ・電子番組ガイド
- ・テレビジョン伝送信号の伝送
- ・MVPD(多チャンネルビデオ番組配信サービス)間の提供



# 1-6 《米国》具体例② SBC とAT&Tの合併及びVerizonとMCIの合併

- SBC(地域)とAT&T(長距離)、ベライゾン(地域)とMCI(長距離)の統合に関して検討。
- DoJは、SBCとベライゾンに対して光ファイバ地域網の一部分離の条件を付した上で承認。FCCは、13項目の条件を付した上で承認。(05年10月DoJ認可、05年10月FCC認可)

## 司法省の審査

垂直(水平)統合がもたらす競争低下の懸念について分析。SBC及びベライゾンの営業区域における法人顧客向けサービス(スペシャルアクセス・タイプI)における法人顧客向け料金の上昇懸念から、光ファイバ地域網の一部分離の条件を付した上で承認。

- 司法省は、審査の際、次の市場を画定。
- ・地域専用線  
(地理的市場:業務区域内の都市エリア)
  - ・地域専用網に依存する音声及びデータ通信サービス  
(地理的市場:業務区域内の都市エリア)
- ※なお、合併当時会社が競争する全てのサービス(法人向け・住宅向け地域・長距離通信、インターネット・バックボーン、法人向け各種通信サービス)について調査を実施。上記の2市場以外は、競争上の懸念が低いいため、調査を終了。

## FCCの審査

公共の利益に適うかについて審査し、13項目の条件付きで承認

- ・州が承認したUNE料金の2年間据置き
- ・既存顧客に対するスペシャルアクセス料金の30ヶ月間据置き
- ・DSLサービスのバンドルしない提供等

**FCCは、次のサービスについて分析**

	合併後の競争状況		合併前の市場参加事業者 (SBC、Verizon、AT&T、MCI以外)
	水平的効果	垂直的效果	
<b>スペシャル・アクセス(法人利用者向けに音声又はデータ通信サービスを提供するためのサービス市場)競争</b>			
タイプI (自らの設備のみによって提供)	反競争的	競争的	CLEC(競争的地域通信事業者)
タイプII (自らの設備と他のキャリアの設備を組み合わせて提供)	競争的	競争的	CLEC
<b>法人向け小売市場競争</b>			
地域電話	競争的	競争的	IXC(長距離事業者)、LEC(地域通信事業者)、CATV、SI
長距離電話	競争的	競争的	IXC、LEC、CATV、SI
データ通信	競争的	競争的	IXC、LEC、CATV、SI
<b>一般消費者向け市場競争</b>			
地域通信	競争的	競争的	IXC、CLEC、IP電話事業者、無線事業者
長距離通信	競争的	競争的	IXC、CLEC、IP電話事業者、無線事業者
地域・長距離通信バンドル	競争的	競争的	IXC、CLEC、IP電話事業者、無線事業者
<b>インターネット・バックボーン市場競争</b>			
Tier1 (全てのISPの上流に位置する世界規模の自営インターネット・バックボーン)	競争的	競争的	Sprint、Qwest、Level3、Global Crossing、SAVVIS、Cogent
<b>通話卸売市場競争</b>			
中継伝送	競争的	競争的	IXC
<b>国際通信市場競争</b>			
法人向け小売	競争的	競争的	-
一般消費者向け小売	競争的	競争的	-
卸売	競争的	競争的	-

# 1-7 《米国》具体例③ AT&Tとベルサウスの合併

- AT&T(長距離、地域)とベルサウス(地域)の水平・垂直統合に関して検討。
- DoJは条件を付すことなく承認したが、FCCはAT&Tが追加的に提出した15項目の条件を付加した上で承認(06年10月DoJ認可、06年12月FCC認可)。

## 司法省の審査

両社の統合は、他の競争事業者の存在等を考慮すると、競争を低下させる懸念は低く、むしろコスト低下等の効率化により消費者の利益に資するものとして、調査を終了。

その結果、条件を何ら付さずに本件を承認。

なお、司法省は、審査の際、次のサービスを分析。

- ・地域専用線
- ・その他の法人向け電気通信サービス
- ・住宅向け地域及び長距離通信サービス
- ・インターネットサービス
- ・無線ブロードバンドサービス

## FCCの審査

公共の利益に適うかについて審査し、AT&Tが提出した以下の15項目の条件付きで承認

- ・ブロードバンドサービスの提供の促進
- ・公共の安全、災害復旧の確保
- ・低料金ADSLサービスの提供
- ・ネットワークの中立性の確保
- ・条件不利地域の消費者へのサービス提供
- ・インターネットバックボーンのピアリング協定の維持 等

12月28日、AT&Tは、自発的に下記の項目の条件を提案。  
(両営業地域内で、合併後42ヶ月間有効)

なお、FCCは、審査の際、次のサービスに関して分析。

- ・スペシャルアクセス競争
- ・法人向け小売市場競争
- ・一般消費者向け通話市場競争
- ・一般消費者向けインターネット市場競争
- ・インターネットバックボーン競争
- ・国際通信市場競争



# 2-1 《EU》 現行の電子通信規制パッケージと競争評価

○ 枠組み指令15条に基づき、競争評価を実施。SMPガイドラインにおいて分析手法を定め、関連市場勧告において対象とする関連市場を定義。

## 枠組み指令

電子通信ネットワーク及びサービス等に関する欧州域内で調和の取れた規制枠組み確立のための基本原則(市場分析の実施等)について規定(2002年4月)

アクセス指令

電子通信ネットワーク等へのアクセス・相互接続規制について規定(2002年4月)

認可指令

事業参入資格の一般認可制及び一般認可により付与される権利・条件等について規定(2002年4月)

ユニバーサルサービス指令

小売料金規制、ユニバーサルサービスの範囲・費用算定等について規定(2002年4月)

プライバシー保護指令

事業者のセキュリティ確保の責務、SPAM対策、個人情報の取扱い等について規定(2002年7月)

競争指令

電子通信ネットワーク及びサービスの提供に伴う特別な権利の廃止等について規定(2002年9月)

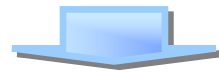
無線周波数決定

欧州委員会による欧州域内の周波数政策の調整及び周波数の効率的な使用の確保について規定(2002年4月)



SMP  
ガイドライン

市場分析の方法及びSMPの判定基準等について規定(2002年7月)



関連市場  
勧告

市場分析の対象とする18の市場を定義(2003年5月)

※年月はいずれも官報掲載時期

## 2-2 《EU》 EUにおける市場画定

○ SMPガイドラインにおいて市場画定の分析手法を規定。

### 関連市場(relevant market)を定義するための基準

- ・ 需要の代替性
- ・ 供給の代替性
- ・ 潜在的競争

(多大なサunkコストを伴う長期的側面)

#### →SSNIPテストにより判断。

他の全ての商品・サービスの価格が変化しないと仮定し、当該商品・サービスにおいてわずかではあるが意味のある継続的な値上げ(5~10%)に対する顧客(消費者・事業者)の反応

**商品・サービス市場** 客観的特性・料金・利用目的によって十分に代替可能な商品・サービスを考慮し、必要に応じSSNIPを採用し、需要の代替性・供給の代替性を判断。

**地理的市場** ネットワーク提供地域(消費者の選好と地理的な購入パターン)、法令の規制措置の存在により判断。

#### ○その他の問題

- ・ ルーティング 発信・着信ごとの組み合わせで各々別市場とすること
- ・ 連鎖代替可能性(chain substitutability) ある2つの商品が直接的に代替しないが、別の商品を通して各々代替しているとする、同じ市場となり得ること

#### ○欧州委員会自身の慣習

- ・ アクセス(卸)市場、サービス(小売)市場を区分
- ・ 移動体ネットワークについて発信・着信市場を区分 等

# 2-3 《EU》 関連市場(18市場)の定義

○ 関連市場勧告(欧州委員会「関連製品・サービス市場に関する勧告」)において、分析の対象とする18市場を定義。

サービス種別	分析対象市場	
	小売レベル	卸売レベル
固定電話 (住宅用)	市場1：固定公衆電話網へのアクセス 市場3：固定市内及び(又は)全国電話サービス 市場4：国際電話サービス	市場8：固定公衆電話網上の呼発信 市場9：個々の固定公衆電話網上の呼着信 市場10：固定公衆電話網における中継サービス
固定電話 (非住宅用)	市場2：固定公衆電話網へのアクセス 市場5：固定市内及び(又は)全国電話サービス 市場6：国際電話サービス	市場11：ブロードバンド及び音声サービス用メタリックループ及びサブルーブへのアンバンドルアクセス
ブロードバンド	—	市場12：ブロードバンドアクセス
専用線	市場7：最小限の専用線一式(2Mbps以下)	市場13：専用線の終端 市場14：専用線の幹線部分
移動体通信	—	市場15：移動体公衆電話網上のアクセス及び呼発信 市場16：個々の移動体電話網上の呼着信 市場17：移動体公衆電話網上の国際ローミングの卸売の全国市場
放送用伝送	—	市場18：放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス

※ 勧告と異なる市場の定義を行う場合には、欧州委員会等との協議が必要

## 関連市場の考え方

電子通信分野には検討すべき市場は主に2つ

- ・**小売市場** エンドユーザーに提供される商品・サービスに関する市場
- ・**卸売市場** 通信事業者がエンドユーザーに商品・サービスを提供するために必要な投入に関する市場

→ 需要サイド・供給サイドの特徴に応じて、更に市場を区分  
小売市場を画定してから、卸売市場を特定することが適当

以下の3つの基準を基に18市場を画定

- ① 高くで一時的でない参入障壁が存在していること
  - ・参入障壁には、初期費用や需要の条件から生じる構造的な障壁、法的・規制上の障壁がある。
- ② 長期的に有効競争が生じる傾向がない構造の市場であること
  - ・ある対象期間内で参入障壁が低下することを考慮。
- ③ 競争法の適用のみで対処するには不十分であること

→ 市場の定期的見直しには、上記3基準の累積的な引用が適当。

# 2-4 《EU》 市場分析の進捗状況

○ 06/2/7、EU加盟国の電気通信の自由化に向けた市場分析の進捗状況のレポートを公表。

	オーストリア	ベルギー	キプロス	チェコ	デンマーク	エストニア	スペイン	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー	アイルランド	イタリア	リトアニア	ルクセンブルグ	リビア	マルタ	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スロベニア	スロバキア	英国	
市場1																										
市場2																										
市場3																										
市場4																										
市場5																										
市場6																										
市場7																										
市場8																										
市場9																										
市場10																										
市場11																										
市場12																										
市場13																										
市場14																										
市場15																										
市場16																										
市場17																										
市場18																										

- 有効競争市場 → 事前規制は実施せず
- 部分的な有効競争市場 → 部分的な事前規制の実施
- 有効競争が行われていない市場 → 事前規制の実施



# 2-5 《EU》 欧州における最近の動向①

○ 06/6/29、欧州委員会は2002年電子通信規制枠組の見直しを公表し、06/10/27まで意見を募集。

## ○ 市場評価(枠組指令第7条)手続きの簡素化(負担軽減)

- ・ 簡素な通報手続きの導入
- ・ 市場分析を行い、SMP事業者<sup>1</sup>に事前規制を課す市場を現在の18から12に削減(固定電話アクセス小売市場を除く全ての小売市場をリストから削除。)

### 【 現 行 】

サービス種別	分析対象市場	
	小売レベル	卸売レベル
固定電話 (住宅用)	市場1: 固定公衆電話網へのアクセス 市場3: 固定市内及び(又は)全国電話サービス 市場4: 国際電話サービス	市場8: 固定公衆電話網上の呼発信 市場9: 個々の固定公衆電話網上の呼着信 市場10: 固定公衆電話網における中継サービス
固定電話 (非住宅用)	市場2: 固定公衆電話網へのアクセス 市場5: 固定市内及び(又は)全国電話サービス 市場6: 国際電話サービス	市場11: ブロードバンド及び音声サービス用メタリックループ及びサブループへのアンバンドルアクセス
ブロードバンド	—	市場12: ブロードバンドアクセス
専用線	市場7: 最小限の専用線一式(2Mbps以下)	市場13: 専用線の終端 市場14: 専用線の幹線部分
移動体通信	—	市場15: 移動体公衆電話網上のアクセス及び呼発信 市場16: 個々の移動体電話網上の呼着信 市場17: 移動体公衆電話網上の国際ローミングの卸売の全国市場
放送用伝送	—	市場18: 放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス

### 【 改 正 案 】

分析対象市場	
小売レベル	卸売レベル
市場1: 固定公衆電話網へのアクセス	市場2: 固定公衆電話網上の呼発信 市場3: 個々の固定公衆電話網上の呼着信 市場4: 固定公衆電話網における中継サービス 市場5: ブロードバンド及び音声サービス用メタリックループ及びサブループへのアンバンドルアクセス
—	市場6: ブロードバンドアクセス
—	市場7: 専用線の終端 市場8: 専用線の幹線部分
—	市場9: 移動体公衆電話網上のアクセス及び呼発信 市場10: 個々の移動体電話網上の呼着信 市場11: 移動体公衆電話網上の国際ローミングの卸売の全国市場
—	市場12: 放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス

※ 関連市場勧告における3つの基準を元に、下記の区分に応じ見直しを行い、改正案を提示。

○ 固定系サービス

- ・ 固定公衆電話サービス
- ・ 固定データ・関連サービスへのアクセス
- ・ 専用線

○ 非固定系サービス

○ ブロードバンド伝送関連サービス

# 3-1 《英国》 市場分析とSMP規制①

○ 市場分析に基づき画定した各市場においてSMPを判断。欧州指令上の18市場のうち、17市場について市場分析に着手(放送伝送市場は分析中)。

市場分析の分野	欧州指令上の市場	実施時期	SMPが認められた市場	SMP事業者	SMP規制の内容
固定ナローバンド小売サービス市場	1~6	03/11/28	住宅向けアナログ・ISDN回線サービス市場、住宅向け国際電話市場、ビジネス向けアナログ・ISDN回線サービス市場 等15市場(Hull地域は17市場) ※ ビジネス向け国際市場については競争的と判断	BT、キングストン	○役務提供に関し、特定の者又は特定の属性の者に対する不当な差別的取扱いの禁止 ○提供料金、提供条件の公表 ○これらに変更があった場合の届出(24時間以内) ○住宅向けアナログ回線サービス市場、住宅向け国際電話市場 等7市場について、プライスキャップ規制(BTのみ)
固定ナローバンド卸回線、発信、伝送市場	8,10	03/11/28	卸住宅向けアナログ・ISDN回線サービス市場、卸ビジネス向けアナログ・ISDN回線サービス市場 等 9市場(Hull地域以外) 6市場(Hull地域)	BT、キングストン	○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○LRICに基づく原価算定 ○約款の公表、提供料金、技術的情報の届出 等 《以下は、BTに対する追加的規制》 ○プライスキャップ規制 ○ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表 ○新たなアクセスのための要件に関するガイドラインの公表 ○公衆網再販、定額インターネットアクセスサービスの提供 等
固定地理的着信市場	9	03/11/28	各事業者の固定地理的着信市場(計54)	全ての事業者	○公正かつ合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 《以下は、BT、キングストンに対する追加的規制》 ○LRICに基づく原価算定 ○費用に係る会計情報、小売・卸両部門の会計、約款の公表 ○提供料金の変更の場合における事前届出
卸国際サービス市場	—	03/11/18	通信経路ごとの市場(計235市場)のうち、BTについては108市場、C&Wについては4市場 ※ 日本、米国 等 123市場については競争的と判断	BT、C&W	○公正かつ合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○約款の公表 ○提供料金の届出 ○小売部門と卸売部門の会計分離(BTのみ)
卸移動体音声着信市場	16	04/6/1	卸移動体着信市場(2G) ※ 3Gについては規制を差し控え	・02 ・オレンジ ・Tモバイル ・ボーダフォン	○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○契約条件の制定又は変更する場合、OFCOMへ写しを提出 ○提供料金変更の場合、事前届出 ○LRICに基づく原価算定
				・ハチソン3G ・インクアム	○提供料金変更の場合、事前届出 ○通信量についてOFCOMに報告(ハチソン3Gのみ)

※ BTはHull地域以外の英国内で、KingstonはHull地域のみSMPを持っている



# 3-2 《英国》 市場分析とSMP規制②

市場分析の分野	欧州指令上の市場	実施時期	SMPが認められた市場	SMP事業者	SMP規制の内容
公衆網における移動体アクセス、発信市場	15	03/8/4	— (競争的と判断)	—	—
卸定額ナローバンドインターネット着信市場	—	03/11/28	卸定額ナローバンドインターネット着信市場 (Hull地域のみ) ※ その他の地域については競争的と判断	キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○約款の公表</li> <li>○提供料金、提供条件、技術的情報の届出</li> </ul>
卸ブロードバンドアクセス市場	12	04/5/13	非対称ブロードバンド発信市場、ブロードバンド伝送市場(BTのみ)	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○約款の公表</li> <li>○提供料金、提供条件、技術的情報の届出</li> <li>○小売マイナス料金</li> <li>○会計分離 (BTへの追加的規制)</li> <li>○ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表</li> <li>○新たなアクセスに対する要求事項の設定</li> </ul>
専用線市場	7,13,14	04/6/24	小売低速従来型専用線市場、卸低速・高速従来型対称ブロードバンド発信市場、卸代替型対称ブロードバンド発信、卸幹線部分市場(BTのみ)	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公正かつ合理的な条件による提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○LRICに基づく原価算定</li> <li>○料金、伝送、保守その他の提供条件の公表</li> <li>○プライスカップ規制(BTのみ) 等</li> </ul>
卸加入者回線アクセス市場	11	04/12/16	卸加入者回線アクセス市場	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○LRICに基づく原価算定</li> <li>○約款の公表</li> <li>○提供料金、提供条件、技術的情報の届出 (BTへの追加的規制)</li> <li>○ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表</li> <li>○新たなアクセスのための要件に関するガイドラインの公表</li> <li>○財務状況の報告</li> <li>○LLU(ローカルループアンバンドリング)の提供(コロケーションを含む)</li> </ul>
放送伝送サービス	18	現在分析中	(鉄塔・サイトへの接続市場、放送伝送サービス市場)	(ntl、CrownCastle)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○コスト指向の料金</li> <li>○約款の公表</li> </ul>

※ BTはHull地域以外の英国内で、KingstonはHull地域のみSMPを持っている